

政令第 号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）及び国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条及び第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七号、第四百四十九条第六号及び第四百五十条第三号中「要焼却確認廃棄物焼却設備、」を削る。

附則第三条第一項の表平成十九年三月三十一日の項を削り、同表平成二十二年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十四年三月三十一日

特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第六条の表平成十九年三月三十一日までの間の項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同表平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間の項中「平成十九年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第八条の表平成十九年三月三十一日の項を削り、同表平成二十二年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十四年三月三十一日

特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土審議会令の一部改正）

第二条 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十九年三月三十一日の項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」を「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」に改める。

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第三条 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国土交通省組織令第十三条第七号、第四百九十九条第六号及び第五百五十条第三号の改正規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百九号

）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。

## 理由

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律及び国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国土交通省組織令等について所要の規定の整備を行う必要があるからである。